

供託書  
(雑)



\*12024201000081\*

字加入 字削除

1 / 2 頁

|        |                  |
|--------|------------------|
| 申請年月日  | 平成 20 年 4 月 23 日 |
| 供託所の表示 | 法務局 支局           |

|      |         |          |     |
|------|---------|----------|-----|
| 法令条項 | 民法第494条 | 平成20年度金第 | 81号 |
|------|---------|----------|-----|

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 供託者の住所氏名 | [Redacted]                 |
|          | 大阪市中央区北浜二丁目4番11-203号 安達 宏行 |

|           |            |
|-----------|------------|
| 供託の原因たる事実 | 別添のとおり     |
|           | [Redacted] |

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 被供託者の住所氏名 | 最後の住所 [Redacted] |
|           | [Redacted]       |

|                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| ① 供託により消滅すべき質権又は抵当権 | 供託の原因たる事実中に記載した抵当権 |
| 2. 反対給付の内容          |                    |

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 供託金額 | 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 |
|      | ¥ 4 3 2 8             |

|    |        |
|----|--------|
| 備考 | 別添のとおり |
|----|--------|

上記供託を受け入れたことを証する。

平成 20 年 4 月 24 日

法務局 支局

供託官





## 供託の原因たる事実：

12番屋敷 **設定者** は、明治39年1月9日に被供託者から金400円を、弁済期明治39年12月30日、利息月3円20銭、利息支払期毎月28日の約定で借り受け、この担保のため、法務局 支局明治39年1月15日受付第190号をもって設定登記をなした。供託者は、この債務について平成20年4月23日、元金400円及びこれに対する明治39年1月9日から明治39年12月30日までの利息金37,471円並びに明治39年12月31日から平成20年4月23日までの遅延損害金3,890,556.5円（合計金4,328,027.5円）を債務履行地である被供託者住所において弁済しようとしたが、被供託者は、その場所には所在せず、また、その現在の所在地が不明であるため、受領することができないので供託する。なお、抵当権の表示は次のとおりである。 「抵当権者」被供託者 「抵当権設定者」 **設定者** 「抵当権の目的物」 町103番 「宅地」 122.31平方メートル 「登記簿上の順位」 乙区1番 「債権額」 金400円 「利息」 月3円20銭 「利息支払期」 毎月28日 「損害金」 定めなし

## 備考：

供託者は相続により所有権を取得した者であり、第三者として供託する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第3条による。

